

### 組織及び定員に関する重要事項について

組織及び定員に関する重要事項について、年金積立金管理運用独立行政法人法の改正（平成29年10月1日施行）に伴い、平成29年10月1日から、以下のとおり変更したい。

#### 1. 組織

##### 法人に置かれる組織及び職制

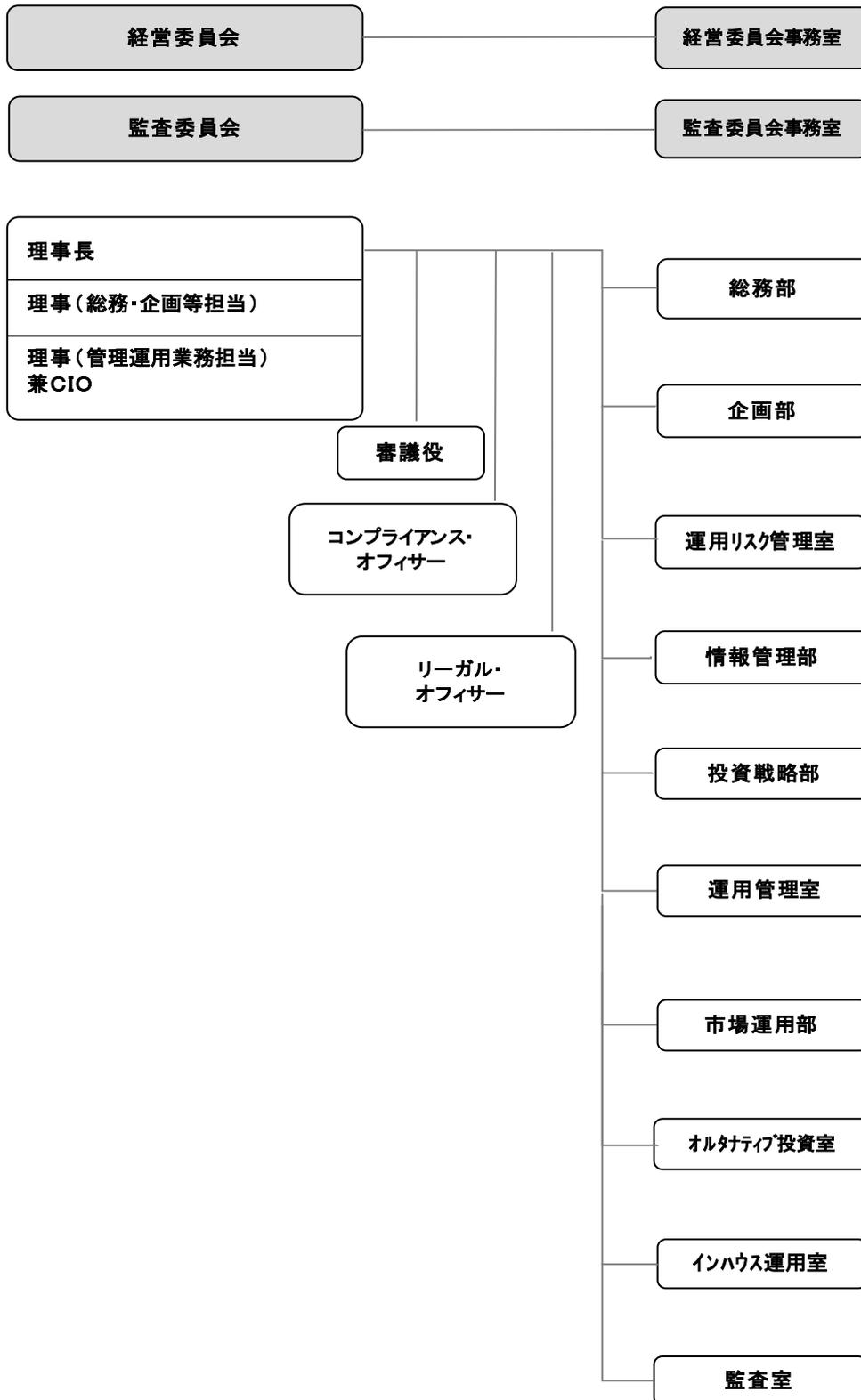
組織	職制
総務部	CIO（最高投資責任者）
企画部	参与
運用リスク管理室	上席審議役
情報管理部	審議役
投資戦略部	統括部長
運用管理室	コンプライアンス・オフィサー
市場運用部	リーガル・オフィサー
オルタナティブ投資室	
インハウス運用室	
監査室	
<u>経営委員会事務室</u>	
<u>監査委員会事務室</u>	

※下線は新設

#### 2. 定員

第3期中期目標期間の職員の定員（最高限度）は135人とする。

(平成 29 年 10 月 1 日現在)



【組織】

組織	主な所掌事務
総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 役員に係る事務に関する事。</li> <li>2. 公印の管理に関する事。</li> <li>3. 管理運用法人の組織に関する事。</li> <li>4. 任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び研修全般に関する事。</li> <li>5. 文書の收受に関する事。</li> <li>6. 衛生、医療その他福利厚生に関する事。</li> <li>7. 予算、決算及び会計に関する事。</li> <li>8. 経理計画に関する事。</li> <li>9. 財産及び物品の管理に関する事。</li> <li>10. 前各号に掲げるもののほか、法人の事務で他部の所掌に属しないものに関する事。</li> </ol>
企画部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 管理運用法人の事業運営の基本事項に係る総合調整に関する事。</li> <li>2. 管理運用業務に係る総合的な企画、立案及び調整に関する事。</li> <li>3. 管理運用法人の資金管理（経理課の所掌に属するものを除く。）に係る企画、立案及び調整に関する事。</li> <li>4. 業務方針の策定等に関する事。</li> <li>5. 運用機関及び資産管理機関への資金配分等に関する事。</li> <li>6. 自家運用の資金管理及び資産管理に関する事。</li> <li>7. 規程等の審査に関する事。</li> <li>8. 情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事。</li> <li>9. 広報に関する事。</li> <li>10. 管理運用法人のコンプライアンスに関する事。</li> <li>11. 運用に係る調査研究の企画及び調整に関する事。</li> <li>12. モデルポートフォリオ及び基本ポートフォリオの策定及び検証に関する事。</li> <li>13. 前各号に掲げるもののほか、管理運用業務に関し、他部の所掌に属しないものに関する事。</li> </ol>
運用リスク管理室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運用資産全体の運用リスク管理に関する事。</li> <li>2. 運用資産全体の資産状況の管理に関する事。</li> <li>3. 運用資産全体の運用状況の測定及び分析に関する事。</li> </ol>
情報管理部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報資産の管理に係る基本的事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事。</li> <li>2. 情報セキュリティの確保の統括に関する事。</li> <li>3. 情報化の推進に係る基本的事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事。</li> <li>5. 情報システムの設計、開発、保守及び運用に関する事。</li> </ol>

	6. データベースの維持管理に係る統括に関すること。
投資戦略部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. リバランス戦略、運用手法等の投資戦略の策定に関すること。</li> <li>2. 国内外の経済、金融及び政策動向等の調査分析及び予測に関すること。</li> <li>3. 年金積立金の管理及び運用の高度化の支援に関すること。</li> </ol>
運用管理室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運用機関及び資産管理機関との契約の締結、変更並びに解除に関すること。</li> <li>2. 運用機関及び資産管理機関のガイドラインのひな形及び決算事務に関すること。</li> <li>3. 運用機関及び資産管理機関の決算事務に関すること。</li> <li>4. 資産管理機関の構成、選定、管理及び評価に関すること。</li> <li>5. 運用委託手数料等に関すること。</li> <li>6. 運用資産の移受管に関すること。</li> <li>7. 外国税務に関すること。</li> <li>8. 委託運用資産及び自家運用に係る運用状況の測定に関すること（運用リスク管理室の所掌に属するものを除く。）。</li> </ol>
市場運用部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運用機関の選定及び構成等に関すること。</li> <li>2. 委託運用資産の 管理に関すること。</li> <li>3. 運用機関等の管理及び評価に関すること（運用リスク管理室の所掌に属するものを除く。）。</li> </ol>
オルタナティブ投資室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自家運用及び余裕金の運用のための取引執行指示に関すること。</li> <li>2. オルタナティブ資産に係る運用方針の策定に関すること。</li> <li>3. オルタナティブ資産に係るリスク及び運用状況の管理に関すること。</li> <li>4. オルタナティブ資産に係る共同投資協定の締結に関すること。</li> <li>5. 外貨建て短期資産の運用方針の策定に関すること。</li> <li>6. 運用機関の選定及び構成等に関すること。</li> <li>7. オルタナティブ資産に係る運用の評価に関すること。</li> <li>8. オルタナティブ資産に係る評価の手法に関すること。</li> </ol>
インハウス運用室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自家運用及び余裕金の運用（オルタナティブ投資については、オルタナティブ投資室の取引執行指示に基づき、投資信託の購入及びそれに付随する為替取引の約定をする場合に限る。）に関すること。</li> <li>2. 自家運用の運用方針の策定に関すること（オルタナティブ投資室の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>3. 自家運用の運用方針等に基づく事業実施の確認に関すること。</li> <li>4. 自家運用の運用状況の測定に関すること。</li> <li>5. 自家運用の貸付運用に関すること。</li> </ol>
監査室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 管理運用法人業務の内部監査に関すること。</li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>2. 会計検査院の検査に関すること。</li> <li>3. 会計監査人による会計監査に関すること。</li> <li>4. 規程等の制定又は改廃に関する連絡、調整及び登録その他の規程等の管理に関すること。</li> </ul>
経営委員会事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 経営委員会の議事の運営に関すること。</li> <li>2. 前号に掲げるもののほか、経営委員会の命を受けた業務に関する<u>こと。</u></li> </ul>
監査委員会事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 監査委員会の議事の運営に関すること。</li> <li>2. 監査委員会監査等の補助に関すること。</li> <li>3. 契約監視委員会に関すること。</li> <li>4. 監査室及び会計監査人との連携に関すること。</li> <li>5. 前各号に掲げるもののほか、監査委員会の命を受けた業務に関する<u>こと。</u></li> </ul>

※下線は新設する組織とその所掌事務

【職制】

職制	主な職務
C I O（最高投資責任者）	法人における年金積立金の運用を総括する。
参与	法人の業務に関する専門的事項に参画し、意見を具申する。
上席審議役	法人に関する重要事項の企画及び立案並びに管理部門に関する事務を統括整理する。
審議役	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 法人に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を統括整理する。</li> <li>2. 前号に規定するもののほか、企画部の所掌事務（規程等の審査及びコンプライアンスに関すること）及び情報管理部の所掌事務（情報資産の管理等）を統括する。</li> </ul>
統括部長	運用リスク管理室、投資戦略部、運用管理室、市場運用部及びオルタナティブ投資室を統括する。
コンプライアンス・オフィサー	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 法人の役員、参与及び職員に対する法令遵守等の周知に係る事務を受けもつ。</li> <li>2. 内部統制担当役員を補佐し、内部統制推進責任者の統括その他内部統制の推進体制の整備等に関する事務を行う。</li> </ul>
リーガル・オフィサー	契約内容の法的な確認その他法務を受けもつ。